

## 最低制限価格等算定におけるスクラップ控除の取り扱いについて

設計書内にスクラップ控除が記載されている場合の最低制限価格、調査基準価格及び価格失格判定基準の算出は次のとおり取り扱いますのでお知らせします。

### ①直接工事費とは別にスクラップ控除を計上している場合

$$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times \text{所定の率} \\ + & \text{ 共通仮設費} \times \text{所定の率} \\ + & \text{ 現場管理費} \times \text{所定の率} \\ + & \text{ 一般管理費} \times \text{所定の率} \\ - & \text{ スクラップ控除} \end{aligned}$$

### ②直接工事費にスクラップ控除を計上している場合

$$\begin{aligned} & \text{直接工事費（スクラップ控除含む）} \times \text{所定の率} \\ + & \text{ 共通仮設費} \times \text{所定の率} \\ + & \text{ 現場管理費} \times \text{所定の率} \\ + & \text{ 一般管理費} \times \text{所定の率} \end{aligned}$$

それぞれの「所定の率」やその他の詳細については、「白井市建設工事最低制限価格運用要領」及び「白井市建設工事低入札価格調査試行実施要領」を御確認ください。